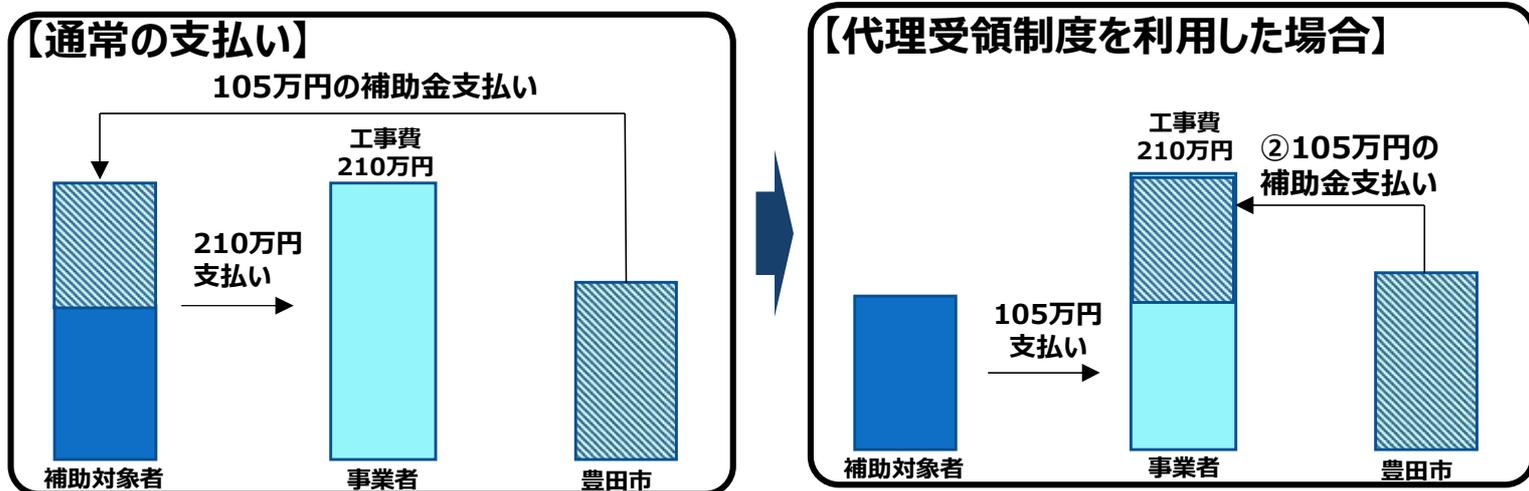


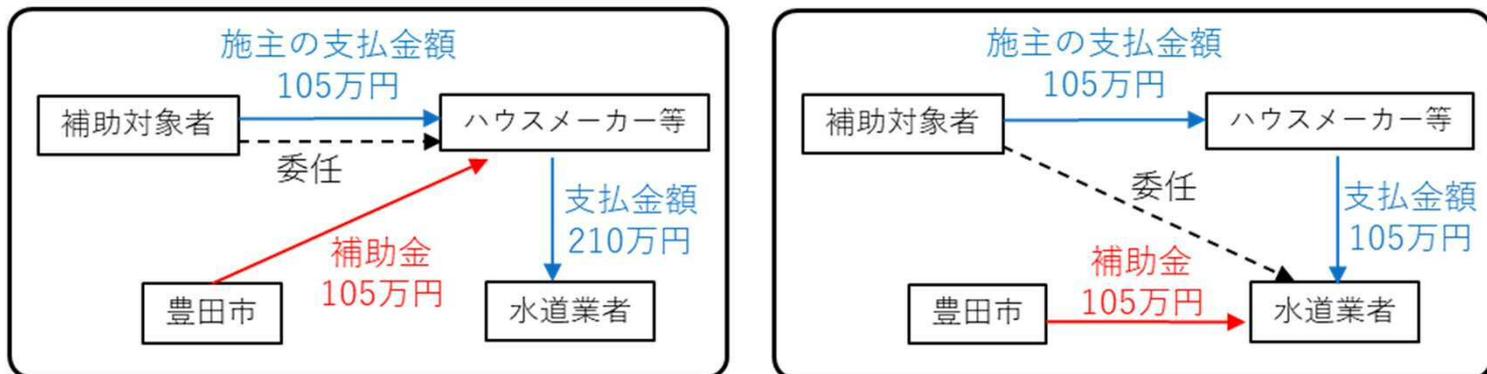
代理受領制度について

補助金の交付を受ける方（補助対象者）の一時的な金銭的負担を軽減するため、水道工事等を行う事業者が補助対象者の委任を受けて補助金を受領する制度です。

代理受領のイメージ（例）工事費が210万円、補助金が105万円の場合



【関係者が4者で、代理受領をハウスメーカー等が行う場合】 【関係者が4者で、代理受領を水道業者が行う場合】



手続の流れ

通常の補助金交付申請に加え、代理受領手続の書類が増えますので御注意ください。

	①	②	③	④	⑤
補助対象者	・配水管布設申込書 ・補助金交付申請書 代理受領届出書 (様式第1号)		届出内容に変更がある場合 代理受領届出 変更届 (様式第3号)		・補助金実績報告書 代理受領に係る委任状 (様式第5号)
豊田市		・補助金交付決定通知 代理受領届出 確認通知書 (様式第2号)		届出内容に変更がある場合 代理受領変更 届出書 (様式第4号)	